

現代中国の農村教育改革に関する一考察

—1987—2000年の「農村教育総合改革」を中心として—

柯 劲 松

(東北師範大学非常勤講師)

A Study on Rural Education Reform in Modern China

—Focus on “Comprehensive Rural Education Reform Plan (From 1987th to 2000)” —

Jingsong KE

(Part-time Lecturer, Northeast Normal University of Education, China)

一 はじめに

1992年、中国共産党第14回全国大会にて20世紀の教育における最重点として、2000年までに「両基」、すなわち「基本的に9年制義務教育を普及」と「基本的に青年・壮年層（15—50歳）の非識字者を無くす（文盲一掃ともいう）」という目標が定められていた。当時、7割強の農村人口を有する中国では、「両基」実現のキーポイントがやはり農村教育であった。しかし、1994年に中国国家統計局が全国の約4.6億の農業従事者^(注1)を対象に行なった無作為抽出調査の結果によれば、文盲・半文盲の割合は22.6%，小学校卒業程度は38.7%で、併せて6割以上を占める。その中でも特にへんぴな漁山村、牧畜地域などの経済、文化、交通諸条件に恵まれない地域では、教育普及と人材養成の問題が非常に深刻である。このような状況では農業、農村経済、ひいては国民経済の発展が大いに制約されている。農村教育においても、教育経費の不足・低下や教員給料の遅配・不払い、中退率の増加、中堅教員の流出、過重な学習負担、教育効率の低下など、多くの弊害が指摘されている。

このような問題を解決するために、中央政府は1987年から過去の改革経験をまとめた上で広範で大規模な「農村教育総合改革」を実施し、さらに、1990年に十ヶ年計画の「全国農村教育総合改革実験区指導要綱」（以下、「指導要綱」という）を制定・発表した。本稿ではこの改革の背景と経緯に触れ、「指導要綱」の持つ意義を検討しながら、1987年—2000年の農村教育総合改革の実践像を明らかにすることを目的とする。

二 農村教育改革の背景と経緯

1. 多様な小学校教育

中国では、20世紀初頭の清朝末期に近代学校制度が導入されて以来、清末政府や北洋軍閥政権、国民党蒋介石政権などは初等義務教育に関する様々な法令を発表したが、一方的な「強制」「強迫」教育であったため、義務教育推進の効果は見られず、中華人民共和国が成立した時点で、国民の8割以上が非識字者・文盲であった。^(注2)

建国後、多くの労働者・農民の子弟を入学させるために、1952年3月、教育部（＝文部省）は「小学校暫定規程」を発表し、各地の実情に応じて全日制小学校のほか、二部授業を行う学校や農業の繁閑に合わせる季節学校、早朝クラス、夜間クラス、半日制学校、巡回制学校などを設けるべきだ、と規定した。これは1949年10月建国以降初めての小学校運営方式に関する官文書と考えられる。発表された翌年の1953年5月、中国共産党中央政治局の会議では、教育について、小学校の民営（原語：民弁）化を許可し、民営学校に対する学年数制限を無くし、運営能力によって何学年までを開設しても良い、という方針を決めた。これはやはり広大な国土に様々な状況が存在することが配慮され、過度に強調した正規化や画一的な小学校が不可能であることを新政府において認識された証しと言えよう。また、この教育理念に基づき、同会議で農村小学校については中心地小学校、非正規小学校と速成小学校の三種類の存在形式が認められる、という意見も出された。

同年の11月、政務院により発表された「小学校教育の改善・整備に関する指示」に、「我が国の経済発展は不

均衡で、初等教育の発展もアンバランスであるため、小学校に対し多様な形式をとり、異なる状況によって異なる要求を示す。今後重点的に都市小学校、工場・鉱山小学校、農村完備小学校と中心地小学校を運営すると同時に、農村では中心地に集中している正規小学校のほか、散在する非正規小学校、例えば半日制学校や早朝クラス、夜間クラスなどを経営しても良い」と規定されている。また、授業形態の整備として、1958年9月、共産党中央、国務院（＝内閣）が共同で公布した「教育事業に関する指示」に、同一な教育目的の下に、学校運営の多様性を図るべきとされ、主に三種類の学校（全日制学校、半稼半読学校、各種の余暇〈原語：業余〉学校）が存在してよい、と示された。^(注3)

さらに、1964年9月、教育部がさまざまな非正規小学校、つまり通称「簡易小学校」のものを全日制小学校と区別するために、それを「工讀小学校」又は「耕讀小学校」と改称した。このように、新中国の最初の15年間において、地域の多様性に合わせた小学校運営の多様性から教育政策施行の柔軟性がよく見られることであった。

その後の1966年から1976年までの十年間はいわゆる「文化大革命」の期間で、国中が熱狂的な政治運動に巻き込まれ、各地方が自ら方針を制定し、ほとんどの地域では学校教育が停滞もしくは後退していた。ようやく1980年12月に入ると、共産党中央、国務院は「小学校教育普及の若干の問題に関する決定」を通して、「我が国の経済・文化発展の不均衡及び自然環境、居住条件の大きな差異により、実情に合わせた多様な学校運営方式を探るべき」ことを再び強調した。具体的に、全日制のほか、半日制や隔日制、巡回制、朝・昼・晩クラス等の様々な簡易小学校もしくは教育班・組を設立し、それらに対し学習年限と学習達成度を定めず、最低限として国語と算数の2科目を設けるべきだ、と説明されている。

また、1983年5月、共産党中央、国務院による最も重要な農村教育関係の官文書の一つと言っていい「農村学校教育の改革促進における若干の問題に関する通知」に、「我が国の農村状況が千差万別であるため、農村教育は農民たちの労働・生活特徴に適応し、異なる地域・民族の需要に適応し、地元の経済力・物量、そして経済発展の特徴と文化・教育の基礎に適応しなければならない。従って、学校経営・運営が多段階、多規格と多形式を維持する」と強調された。さらに、農村小学校における運営方式の弾力性と多様性について、以下のように説明されている。すなわち、五年制と六年制が併存し、低・高学年の二段制学校も可能である。教育部が定めた学習指導要領に従う全日制小学校、特に区、郷^(注4)の中心地小学校などをよく経営するほか、国語と算数、常識、道徳の4科目のみを設ける小学校や、国語と算数だけを設

ける簡易小学校又は教育班・組（半日制、隔日制、巡回制を含む）等を設置し得る。過疎化で散居する少数民族地区やへんびな山岳地帯、林業区、牧畜地区等に教育コーナー（原語：教学点）を適切に増設し、また寄宿制学校を設けるべき、などのことである。^(注5)

上述のように建国以降、学校教育制度において中央政府は統一の政策を定めてきたが、各地方の経済・文化・社会的状況が異なるため、画一的施行を求めず、実情に合わせて若干異なる弾力的な運用を認めている。解放前まで少し遡ると、このような柔軟性のある政策的傾向もよく見られる。大塚^(注6)によれば、現在の中国教育の源流である共産党指導下のソビエト区及び辺区（＝解放区）の教育は、戦乱下でありながら、実際には小学校の就学率が国民党政権下に比べ著しく上昇した。その原因として以下のことが挙げられている。すなわち、ソビエト区、辺区では公立学校のほか、大衆が自ら設立した学校、いわゆる民營・民立学校が多く存在し、当時の社会・経済状況に適合したからである。また、「施設、設備の完全を求めず、あり合わせの施設・設備で、教えられる者が教え、学べる時に学び、しかも現実の生活に密着した内容を教えることに徹した学校運営方式にも注目しなければなるまい」と指摘された。このような過去の歴史的変遷が今日の多様な小学校教育につながってきたとは言えよう。

2. 初等教育における国家運営と民衆運営

上にも述べたように、国営のほか、民營（弁）学校は数ある中、当時の不完備な学校教育を補完することに大きな役割を果たしてきた。本節では、建国初期と「大躍進」期、「文化大革命」期、改革開放期の四時期に分けて、国家運営と民衆運営の政策上の歴史的な変化を明らかにしたい。

小学校の設置・運営方式として、①教育部門設立 ②党・政府機関、国営企業、社会団体設立 ③民衆設立 ④個人設立、の四種類が挙げられる。①はいわゆる公立、②はその性質がはっきりされていないが、国の財政を用いて創設・運営するので、どちらかといえば公立の傾向が強い。③はいわゆる民營（民弁）だが、しかし「民營」の含む意味について統一した解釈が無いため、時期によってその内容も若干変化しつつある。④は完全なる私立だが、時には民營の範囲に置かれたこともある。

① 建国初期

建国時、全国の民營小学校（私立を含む）に在籍する学生数が261.5万人で、全国の小学生数（2439.1万人）の10.7%を占めていた。1951年5月、教育部が発表した「1950年全国教育事業のまとめ」に、解放前の私立学校に対して維持しながら改造するという方針をとり、都市

部では個人による学校設置・運営を勧め、農村部では民衆によるそのものを激励するという政策を実行していたので、多くの私立学校が残され、民衆による学校運営への意欲も引き出され、大いに高まってきた、と報告されている。また、東北の6省1市（当時）の統計数値によると、同地域では農民が自ら興した村落小学校が2858校で、その学生数が20万5千人という例もある。同11月、教育部は「第1回全国初等教育会議に関する報告」において、「農村の教育経費の調達は主に県が動いて、また省が県に補助金を与える形で行う。同時に政府は自己申請と合理性に基づき大衆が金と労力を出し合って学校を建てるよう働きかける。都市部では主に工場、鉱山、党・政府機関によって学校を設置・運営する」と説明した。そこで、民衆によって建てられた小学校は著しく成長し、1951年末の時点で、民営小学校（私立を含む）の学生数が1426.1万人に増え、全国小学生数（4315.4万人）の33%に達し、学校数が21.2万校で、全国の42.3%を占めていた。

しかし、1952年から、教育部が1954年までにすべての私立学校を公立とすることを決定し、私立学校の接收がどんどん進んだ。1952年末、民営小学校（私立を含む）の学生数が著しく減少して246.8万人になり、全国小学生数に占める割合が一年前の33%から4.8%までに下がり、学校数が2.2万校となった。民営小学校のこのような急激な変化はこの後も何回があったが、そのほとんどが中央政府の教育政策の変更によって上がったり、下がったりしたものであった。ところが、私立学校接收の目標として1954年をめどに設定されていたが、実際に1956年になってその接收がやっと完全に終わることとなった。

私立以外の民営学校はその後も教育普及において役割を果たし、活躍しつつある。具体的な政府指導策として、1952年11月、教育部は「民弁小学校の整理と発展に関する指示」を発表し、「建国以来、各地の公立学校は大きな発展を遂げてきたが、地方の財源が限られているため、民衆の就学需要を満足できないのが現状である。（中略）民衆が自ら学校を興した事例が多い。（中略）今後当分の間に小学校教育の方針は、政府が計画的に公立小学校を増設し、一方、民衆が自らの意志で小学校を興すことを許可する。（中略）政府が民営学校における教員不足問題を解決するためにサポートし、管理を強化する。」と説明した。さらに、運営費について、「民営小学校の経費は、民衆が自ら調達するが、不足の場合に政府がある程度の補助金を与えるべきだ。その金額は、公立小学校の平均給料支出標準の50%を基準に国家財政予算に入れる。（中略）補助金を合理的に使用し、民営小学校教師の待遇を公立小学校教師に概ね相当することを保障す

る。もって民営小学校を安定させ、その教育力を向上させる。」と規定した。この「民営、公立教師の同待遇」論に注目したいが、後でも詳しく述べるように、二十世紀が終わった時点でも、民営（民弁）教師の待遇問題が未だに深刻で、しばしば同じような内容のスローガンが掲げられている。

なぜ40年以上も経っているのに、この問題は解決できないのか。もちろん10年間の「文化大革命」がもたらした教育界の混乱と被害による悪影響が大きいとは言え、そのほか、建国から1990年代初頭までずっと続けていた「高等教育無償、初・中等教育有償」という政策に見られる高等教育重視・初等教育軽視の強い傾向、また長年にわたって存在する教育軽視、とりわけ農村教育軽視の社会的気風等にも原因があろう。

1953年6月、第2回全国教育会議では以下のような方針を明らかにした。「工場・鉱山地区、都市部とりわけ大都市、学校が少ない少数民族地区などの地域では公立小学校を適切に発展させ、農村部では民営小学校（6年制小学校を含む）の運営を勧め、民衆の意欲を十分に引き出す。さらに、1957年6月、教育部が「国が初・中等教育を一手に引き受けることは不可能だ。（中略）大衆による学校運営を大いに提唱すべきだ。企業、政府機関、団体、学校などの個々の従業員及び地域の住民を納得させ、自らの希望・必要性・可能性という原則の下で資金を集め学校を創設・運営する。（中略）個人による学校設立・運営を許可し、特に華僑による学校設置を激励する。」と公示した。

上の政策にも見られるように、1953年～1957年の5年間は民営小学校が安定した環境のもとで成長し得る状態であった。1952年から始まった私立学校接收の影響で、民営・私立小学校の総学生数の減少傾向は1953年でも続いている、年末の149.5万人（全国小学生数の2.9%）という統計数字が中国現代学校教育において史上最少記録となつたが、その後、私立小学校はほとんどなくなり、一方、民営小学校は順調に発展し、その学生数も年々増加して、1957年に500.7万人（全国小学生数の7.8%）に上つた。

1958年、教育界では学校運営について、国家運営と民衆・企業・人民公社運営の二種類を「両足で歩く」という言葉で表現するようになった。すなわち、公立だけか、民営だけの学校運営は、片足で歩くことと同じく不可能であることが語られ、両者が併存すべきであることが示されている。その後、「両足で歩く」の表現は常に政府の教育官文書に現れ、教育関係者にとって非常に有名な言葉となり、その背後の公営・民営併存との教育方針は今日でも取り上げている。

② 「大躍進」期

1958年から中国全土は「大躍進」という工業・農業躍進運動の時期に入り、教育界にも大きな影響が与えられた。3月に開催された第4回全国教育行政会議では、「教育事業の大躍進については、党の指導の下に、大衆路線、つまり大衆を徹底的に動員し学校設置・運営にさせる。」という方針が打ち出された。その後、「大躍進」時期の特徴の一つといわれている「浮誇風」(=大げさに言うやり方)のせいか、民営小学校は急スピードで量的拡大を示し、その学生数が一年間で2190.3万人（全国小学生数の25.3%）までに上り、3.3倍も増加したという統計数字がある。1959, 60年にその学生数も増加し続け、1960年末に2347.4万人の小学生が民営小学校に在籍していたという。しかし、1961年から「大躍進」政策の見直しが行われ、教育界でも、学校施設・設備の不完備と教員不足にもかかわらず、盲目的に学生募集を拡大したことが批判され、民営学校における混乱状態の片付けが進められるようになった。それで民営小学校の学生数も急に減少し、わずか一年間でほぼ半分に激減した（1961年末、1237.7万人）。

このように、建国以降12年間の短い間に、民営小学校は3回もの激変を経た。これは新国家としてよく見られる政治上、経済上の政策転換による影響とは言え、しかし、初等教育の普及もこれによって一層困難なことになった。その後、民営小学校は徐々に安定した増加を見せ、1965年に4752万人の学生を持ち、全国の小学生数（1億1620.9万人）の40.9%を占めていた。

③ 「文革」期

1968年11月14日付けの「人民日報」(=中央政府の機関紙)には山東省の二人の小学校教師からの「すべての農村部公立小学校の運営・管理権を生産大隊(=村より下位の末端組織)に移し、(中略)教師の給料を国が支払わず、生産大隊にまかせる」提案が掲載され、全国範囲の大論争を引き起こした。結局、たくさんの地域では農村小学校が生産大隊に移管され、民営化となった。1977年、この極端な民営化はまさに頂点になり、全国の小学校教師の65.8%が民営(弁)教師であった。しかし、このような民営小学校のほとんどは教員不足の問題を抱えており、やむなく自ら資金を集め村の「知識人」を雇うことであった。これらいわゆる「民営教師」(原語: 民弁教師)は村からの給料のほか、国からわずかの補助金をもらえるが、「公立教師」の給料に比べられず、さらに、医療保障や老後の年金等が一切与えられない。その一方、民営教師陣においては正規の師範教育を受けた者がほとんどなく、しかも学歴が低く、教員としての資質に欠けている。

「文革」期の盲目的な量的拡大によるこの「民営教師」

問題は深刻で、今日でも「文化大革命」がもたらした悪い結果の一つとして批判されている。(1980年代から、民営教師問題を解決しようとする動きが出始まり、優れた者を公立教師に昇格させたり、不適格者を教師陣から外したりする措置が実行されてきたが、膨大な人数であるため、1997年時点ではまだ131万人の民営教師が残り、公立教師への昇格を待っている。)

④ 改革・開放期

1977年8月、鄧小平氏は「科学と教育事業の座談会」の際に、「教育は、やはり『両足で歩く』べきだ」と述べ、指導者として「両足」の重要性を評価した。1980年12月、党中央・国務院は「小学校教育普及の若干の問題に関する決定」という文書に、「両足で歩く方針を強める。(中略)農村小学校の校舎改築や机・椅子の購入は、基本的に人民公社・生産大隊により行われ、国がその費用の1/3にあたる補助金を省・市の財政予算に加える。(中略)民営教師への国への補助金をある程度増やすべきだ。各地域は実情によって具体的な内容を制定すること。(中略)民営教師への補助金を全額で直接本人に渡すこと。(中略)小・中学校における民営教師の割合が高すぎる状況を変え、ここ数年内にその全体に占める割合を30%以下にするように措置をとる」などの内容を打ち出した。

その後、「民弁」と並んで「社会力量」という言葉が常に現れるようになった。1982年版の「中華人民共和国憲法」第19条にも、「国家は集団経済組織、国営企業・事業組織とそのほかの社会力量が法律に基づいて各種教育事業を行うことを激励する」と規定され、「社会力量」という言葉の法律上の採用となった。また、1986年に施行された「義務教育法」の第9条にも、義務教育段階(小、中学校あわせて9年)での社会力量による学校運営への奨励が定められている。ただし、個人運営については「試行可」と示されている。さらに、1987年7月、国家教育委員会(=教育部という旧名称を変更した中央教育行政機関、文部省に当たる)は社会力量に関する初めての独立法例である「社会力量による学校運営に関する若干の暫定規定」を発布し、具体的な政策を定めた。そこで、「社会力量」について、法人格を有する国家企業・事業組織、民主党派(=野党)、人民団体、集団経済組織、社会団体、学術団体及び國の認可を得た個人運営者等を指す、と具体的に説明され、社会力量による学校運営が我が国の教育事業の構成部分であり、国家運営の補足である、と位置づけられた。また、主に各種の短期職業技術教育や職場訓練、小・中学校教員研修、基礎教育、社会文化・生活教育、独学試験の補習学校・クラス及び生涯教育の研修クラス等を行う、と運営・経営可能の範囲を明示した。

しかし、今まで使われてきた言葉「民弁」の含む意味や、「民弁」と「社会力量」の区別等については統一し

た解釈が無く、理解しにくい部分が存在する。ようやく1997年に「社会力量による学校運営の条例」(以下は「条例」と略す)が発表された。第2条に、「本条例は、企業・事業組織、社会団体及びその他の社会組織や公民個人が、非国家財政を用いて社会に創設する学校及びその他の教育機関の活動に対して適用される」として、「非国家財政を用いる」点が強調された。さらに、国家教委は「『条例』実施の若干の問題に関する意見」において、「国有企业・事業組織、労働組合組織、婦人連合組織及び共産主義青年団組織が国家の財政を用いて創設・運営する教育機関や、農村の郷・鎮政府、村民委員会が資金を調達して創設・運営する幼稚園、小・中学校と農民文化技術学校は、『条例』の適用範囲に含めない」と解釈した。

3. 「民弁」の含む意味

上述の「条例」において、「社会力量」による学校運営であるか否かは、明確な基準すなわち「国家財政を用いていない」ことによって判明できるようになった。しかし、建国以来の変化を振り返ってみると、同じく「民弁」という言葉が使われてきたが、その含む意味は時代に伴って変わりつつある。この変化のプロセスを解明するために、以下のように分析してみる。

建国から「大躍進」までは、「民弁」は私立を含んだ民衆・個人運営という意味であった。その後、「民弁」と「私立」は別扱いとされていた。特に「私立」学校は禁止された時期もあり、その規模がわずかであった。このような状況はしばらく続いた後に、「両足で歩く」という言葉が出てきた。それは、国家運営が片足とされ、もう片方が「民弁」および「私立」であった。さらに、1997年に「条例」が発表され、ようやく1980年代からよく表れている言葉——「社会力量」に関する具体的な説明が行われた。この説明によると、今までの「民弁」、特に農村地域にたくさん存在する「民弁」学校の大部分、つまり「農村の郷・鎮政府や村民委員会が資金を調達して創設・運営する」学校が「社会力量」運営ではないとされるようになった。換言すれば、長年にわたって残された問題である「民弁教師」らの所属する学校は「国家運営」と「社会力量運営」という「両足」のどちらにも当てはまらないこととなった。ここではこの特別な分野

を「農村民弁」と呼ぼう。上述の変化を図1のようにまとめた。

すなわち、教育普及において大きな役割を果たしてきた「民弁教師」は突然、立場を失ってしまったのである。「今世紀中に民弁教師問題を基本的に解決する」という宣言がすでに1994年の全国教育会議で打ち出されたが、この深刻な「民弁教師」問題は解決されない限り、民弁と公立の関係がはっきりならないと思われる。また、後に中央政府の民弁教師根絶政策により、東部や中部の経済が比較的進んでいる地域では、民弁教師がその姿を消したが、開発が遅れている西部、とりわけ農村貧困地域では公立教師を雇えない、又は公立教師が行きたがらないので、実際に臨時の教師を頼っているところが多数である。ただ、その名は「民弁教師」から一転、「代用教師」(原語：代課教師)となり、2005年現在、まだ50万人余が存在し、西部12省の農村地域教員全体の2割を占めているという。この「民弁教師」における数十年間の変化のプロセスと実態究明を別稿でしたい。

三 「燎原計画」の実施

1. 「燎原計画」の目的と内容

新しい中国は成立されて以来、農村教育改革が行われつつあり、農村教育環境も少しずつ改善されてきたが、顕著な効果が見当たらない。1987年、過去の経験と教訓をまとめた上で、国家教委は農村教育の総合的改革を行う構想を打ち出し、実験的に小規模で行ってから大規模に推し広めることを決めた。実験はまず、河北省の陽原、完県、清竜という三つの貧困県で行われ、順調なスタートを見せた。試行錯誤を重ねてから、この実験は河北省の12の県(経済貧困県、中程度発達県、発達県がそれぞれ4つずつ選ばれた)に広げられ、ほとんどが明らかな成果を収めた。同12月、教育が如何に地域経済に貢献できるかをテーマにした経験交流会議は開催され、何東昌国家教委副主任(=次官、当時)が、科学技術と教育を経済発展戦略の最重要な位置とし、農村教育の目標を地元の経済発展に役立つことに置き、職業技術教育を学校教育に導入すべきだ、と述べた。翌1988年5月、国家教委は河北省での実験に基づき、「燎原計画」の具体的実

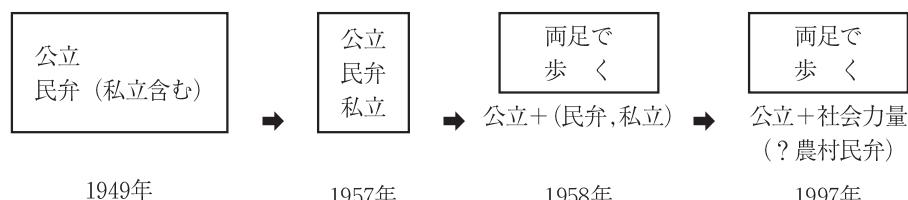


図1

施について国務院に報告を出した。

この報告書には、農業発展の現状について、「我が国の農業発展を妨害する特に目立つ問題の一つは、農業従事者の知識・技術レベルが低く、科学技術を吸収・運用する能力や経営・管理水準が低いことである。農業関係部門の資料によれば、これまで開発されていた農業技術の7割は普及できず、全国耕地の2/3は生産性が低いから中程度であり、毎年疫病で死亡した家畜は10%にも達しているという。したがって、早急な措置をとり、農業従事者の資質を向上させることは農業発展のカギを握る一つである。」と指摘された。

農村において、従来の教育は現実から離れ、特に進学率を求める一方である傾向の影響で潜在力や社会的効果・利益が十分に發揮されていない。そのため、地域経済振興の必要に合わせたさまざまな職業技術教育が要請されている。しかし、中等教育の構造改革における職業教育の拡大は、後期中等段階まで進められてきたが、中学校卒業後、上級学校に進学する者が20%に達せず、ほかの大部分が職業技術教育を受けないまま生産労働に就いているという農村部では、深刻な問題が生じている。

同報告書に、農村教育の在り方として、各種の農村学校では学校施設を活用し、教師と学生を通して実用的な技術を農民たちに教えることは強調された。確かに、当時は全国の農村では各種の専門技術学校の教員が27万余、中・高校の教員が220万強、小学校教員が480万強であり、その中に多くの者が中等専門学校卒や中等師範学校卒以上の学力を持ち、短期研修・訓練を受ければある程度の専門技術を身につけるはずである。したがって、彼らの役割を決して無視することはできないだろう。

1988年9月、国務院は「燎原計画」の実施を承認し、実施のために毎年6000万元（第7次5ヵ年計画の期間中^(注7)）の貸付金を許可した。そこで、全国範囲の農村教育総合改革が本格的に開始された。その中核となる「燎原計画」の主な目的は、①義務教育普及の上で、農村各種学校の知識・技術普及における役割を十分に發揮させ、地域に密接した実用的技術と管理知識の教育を行い、知識・技術を備えた多くの農村づくりの者を養成すること、②農業部門と科学技術部門などと連携し、実用的な技術の普及を中心に農業実験、技術訓練、情報提供等のさまざまな活動を展開し、農業発展を促進すること、とされている。

具体的な目標としては、第7次5ヵ年計画の期間中に、全国500の県で1500の郷を教育のモデル地区となるよう整備し、また、第8次5ヵ年計画の期間（1991年-1995年）に全国の大多数の県に広げ、1万の郷をモデル地区の水準に到達させることが掲げられている。

モデル地区について、主に国の重点農業資源開発区や

農業経営実験区、援助対象とされる貧困地区などのところに設置し、またその経費は多様なルートで調達すべきであり、地方政府が主として負担する、と規定されている。

「燎原計画」の主な内容としては、モデル地区の郷及び所在地の県に対して、次の十点が求められている。

- ① 青年・壮年層の文盲、非識字者を無くす。
 - ② 9年制義務教育を実現する。
 - ③ 教育を生産労働と結びつけ、学校では労働実習拠点と労働実習制度を有するべきだ。
 - ④ 小・中学校には適切に職業技術教育の内容を導入する。
 - ⑤ 進学しない小・中・高校の卒業生全員にある程度の職業技術研修・訓練を与える。
 - ⑥ 郷には農民文化技術学校を設置し、大きな村にも研修訓練センターを備えるべきだ。
 - ⑦ 県には総合的な中等職業技術学校と成人学校を1,2校設置する。この学校は人材養成、生産実験、技術協力などの機能を有し、各部門と連携して技術訓練・普及のネットワークを次第に形成させる役割を果たすべきだ。
 - ⑧ 郷内の各段階、各種の学校の卒業者に対し有効な技術研修訓練を行い、何らかの技能を持たせる。
 - ⑨ 県政府の指導のもとに、経済・社会・教育発展の総合的計画を立てる。
 - ⑩ 農業・科学技術・教育を総括的に計画し、経済開発の生産技術を導入しつつ技術訓練も合わせて行い、生産力を高めて農民の生活水準を向上させる。
- といった項目である。

2. 「燎原計画」の実施

1988年8月29日、国家教委は河北省南宮市にて全国会議を開催し、「燎原計画」実施を正式に発動した。実際の措置として、以下のような展開が進められている。

①指導グループを設置する。1989年4月、農村教育総合改革実験指導グループは設立され、王明達国家教委副主任（当時）が代表となり、メンバーが教委の各関係部門の責任者からなる。さらに、農業部、国家科学技術委員会、中国人民銀行総本店及び河北省教委、北京農業大学等の責任者も招聘され参加した。同時に、日常的な事務を処理するために、農村教育総合改革実験事務室（燎原計画事務室ともいう）が設立された。

②実験区を設置する。燎原計画の当初では全国の500の県において1500のモデル郷を作るという予定であったが、各地の意欲が高く、同計画に着手した県・郷が予定期数を大きく上回り、実際は786の県で2870のモデル郷づくりが進められている。1989年5月、農村教育改革をよ

りよく指導し、燎原計画実施に手本を示すために、国家教委は関係する省・自治区・直轄市と連携して上述した786県の中から115の県を国の「農村教育総合改革実験区」に指定し、重点的に模範地区づくりを進めていくことを決定した。こうして、実験区を通して燎原計画の実施に経験や手本を提供し、また燎原計画の実施を通して全国の農村教育改革を推進することが図られている。1990年7月、この実験区の整備内容をまとめた「全国農村教育総合改革実験区指導要綱」が制定・発表された。

本稿第四節ではこの指導要綱の概要を紹介し、また最後に付録資料としてその全文の訳を添付している。

③研究会と現地会議を開催する。1989年7月と1990年7月、国家教委は全国115の実験区から教育を主管する副県長（もしくは教育局長、教委主任）らを集め、それぞれ第1回と第2回「全国農村教育総合改革実験区（県長クラス）研究会」を開いた。改革の難点と問題点について検討がなされ、実施経験の交流や改革理論の学習も行われた。特に第2回研究会では、井岡山や延安、瑞金等の16の老区（=古くから共産党に解放された地区）から県の指導者が加え、前述の「指導要綱」の内容について学習会も開かれた。

1989年10月、国家教委は湖南省政府と共同で、同省都の長沙市で第1回「全国燎原計画と農村教育改革実験区会議」を開催した。そこで、燎原計画実施の模範として100のモデル郷が表彰され、さらに、李鉄映教委主任（=文部大臣、当時）は「燎原計画は農村教育総合改革の重要な構成部分であり、教育、経済、農業、科学技術、労働人事等の各部門が協力しなければ、この巨大な社会プロジェクトの成功があり得ない。（中略）基礎教育・職業技術教育・成人教育の連携と農業・科学技術・教育の結合が強大な生命力を示し始め、農村教育改革の効果が明らかである。」と述べた。1990年10月、第2回「全国燎原計画と農村教育改革実験区会議」は四川省温江県と広漢市で開かれた。翌91年9月、雲南省曲靖県で中国職業教育学会は農村教育改革研究会の発足大会を開き、同時に農村教育改革推進研究部会も行った。

④PR強化と国際交流促進。1990年6月、中央テレビ大学付属燎原ラジオ・テレビ学校が設立され、同7月、「中国燎原計画情報新聞」（部外秘）が創刊された。同新聞は燎原計画事務室により編集され、主に燎原計画に関する方針・政策の説明や、全国各地の先進的経験と具体的な措置の紹介、貧乏脱出のための情報交換、実用的技術の普及などの内容を掲載する。1991年6月、ユネスコの後援を受け、中国政府は山東省泰安市で農村教育国際シンポジウムを開き、世界の24ヶ国とユネスコ、世界銀行、国連開発計画局、国連児童基金会、アジア開発銀行等の5つの国際機構、及び国際郷村改造学院等の民間

組織からの代表140名を集めた。この大会では、中国国家教委の専任委員が中国代表として論文「中国農村教育の発展と改革」を発表・報告した後に、各国の代表が世界の農村教育改革の動きと取り組み、職業教育・成人教育の発展、義務教育の普及、及び地域社会における農村教育の役割等について様々な意見を交わした。

このように、教育の普及と改革が立ち遅れている農村部では、郷を単位として農村教育と農業技術の普及のモデル地区を作り、さらにそれを拠点に農村教育改革を周辺の農村地域に拡大していく「燎原計画」が展開されている。また、この計画の中でも特に模範となる県（実験区）を作り、それによって改革を一層よく指導して推進することが進められ、順調な滑り出しが示されている。

四 「全国農村教育総合改革実験区指導要綱」の概要

1989年、国家教委は「燎原計画」を進めるにあたり、115の県を「農村教育総合改革実験区」に指定し、1990年7月、この実験区の整備内容をまとめた「指導要綱」を発表した。「指導要綱」は1990年から2000年までの十年計画であり、主に指導方針と原則、目標と任務、施策と条件、指導と評価、という四つの部分から構成されている。

具体的には、「指導方針と原則」は5条からなり、「目標と任務」は13条、「施策と条件」は6条、「指導と評価」は6条、計30条の内容が掲げられている。

「指導要綱」は、第一部「指導方針と原則」の第1条と第2条において、農村労働者の資質向上の重要性と地域住民生活に密接した学校教育内容の必要性など、農村教育改革の重大な意義を指摘し、さらに、第4条において、「燎原計画」の農村教育改革における役目を説明している。

改革の目標として、第二部「目標と任務」の第1条、第3条では、一類県から三類県までの分類及びそれぞれの任務を定めている。普通学校教育について、職業技術教育の導入（第4条、第7条）や学校運営の方向と体制（第2条、第12条）、職業技術学校の中心的役割（第5条）、道徳教育の強化（第9条）などを言及し、成人教育について、非識字者・文盲の根絶（第8条）から農民技術教育の重視（第6条）まで幅広く求めている。また、地方政府に対して、各部門の協力（第11条）や郷土教材の編纂（第10条）、教育理論の研究と指導（第13条）などの具体的な要請を提示している。

第三部「施策と条件」において、教育経費の調達（第1条）や教員資質の向上（第2条）、学校施設の改善（第3条）、労働者人事制度の改革（第4条）、大学・研究機

闇の改革への参画（第5条），農業・師範教育の改革（第6条）などの具体策を打ち出し，農村教育の質的改善を図っている。

第四部分「指導と評価」では，指導グループの設立（第2条）や，各段階（省，市，県，郷）政府の責任の明確（第1条，第5条），指導者・幹部らの役割（第3条），地域実情に対応した計画（第4条）などの手段で指導を強化し，教育・地域社会の発展の効果を評価する（第6条）ことを強調している。

詳しい内容については，「指導要綱」の全訳（下記の添付資料のとおり）を参照できるが，ここでは，次のような特徴を指摘することに止まり，詳しい分析・考察を別稿でしたい。

- ・ 従来の学校教育内容に職業技術教育の要素が導入され，農村地域社会の発展と学校教育との連携が図られること。
- ・ 9年制義務教育の普及，実用的な技術の訓練，技術者の養成，教育構造の調整などを中心に，バランスのとれた農村教育体系の形成が図られること。
- ・ 普通教育・職業技術教育・成人教育を総合的に計画し，農業・科学技術・教育を全面的に結合し，連携・協力することが強調されること。
- ・ 従来の県・郷政府教育局のほかに，各関係部門の間の連絡・調整を担当する教育委員会を増設し，また教育担当部局がなかった村に学校委員会を設置し，それぞれの所管範囲にしたがって教育行政を展開することが図られること。
- ・ 地域性と実用性を特色とする教育内容。
- ・ 教員の資質向上と待遇改善，地域に定着する人材の確保などの措置が講じられること。

五 結びにかえて——農村教育総合改革の成果

農村教育総合改革は1987年からスタートし，燎原計画の実施や改革実験区の指定を経て，さらに1994年に30の地区レベルの改革連絡所を設立し，さまざまな特別措置を実行してきた。この改革の最も重要な内容とも言えるのは農村教育構造の調整，すなわち「三教（普通教育・職業教育・成人教育）の協調的発展」と「農（村経済）・科（学技術）・教（育）の結合」である。以下，この二点に「新措置の追加」を加え，三つの面で総合改革の実施成果を見ていく。

1. 新措置の追加

農村教育総合改革を実施して以来，各地の農村地域とりわけ燎原計画を実施している県と郷は，積極的に多様な活動を行い，学校づくり，人材活用，郷土教材の編集・

出版，特定資金の使用，教員・校長研修などの面で工夫して顕著な成果を収めた。20世紀80，90年代の中国教育また中国農村教育の最大目標として，「9年制義務教育普及」と「非識字者・文盲を一掃」が掲げられているが，その実現を促進するために，国家教委は1993年から評価・検査制度を導入し，教育普及度，文盲離脱度，教員資質などの内容について各地の実施状況を評価する。1995年1月，第1回の合格リスト（554の県，市，区）が発表され，これらの地域（全国の県，市，区の約19%を占める）では「9年制義務教育普及」と「非識字者・文盲を一掃」が基本的に実現したとされている。国家教委によると，今後年に一回で合格リストを発表し，また定期的に優れた成果を持つ県・市・区を選定して表彰する予定である^(注8)。

1994年6月，115の農村教育改革実験区の経験を一層広範に推し広めるために，国家教委は30の地区レベルの「農村教育総合改革連絡所」（30の連絡所は計281の県，総人口1億強を所管）を設置した。各連絡所は本地区範囲内で実施経験の交流を企画し，改革実施の追跡調査の結果と資料を省レベルの教育部署及び国家教委に報告することが義務づけられ，中心的な役割の發揮が期待されている。1996年末まで，各連絡所管内では5万に及ぶ技術訓練クラスが開講され，延べ2000万人の技術者が養成・訓練された。1997年9月，国家教委は甘粛省で全国農村教育総合改革連絡所会議を開催し，参加者が連絡所設立以来3年間の進展および経験を交流し合い，改革仕組みの不足を検討し，同省張掖地区的改革現場を見学した。

さらに，1995年12月，国家教委は「燎原計画」の新たな内容として，「燎原計画百・千・万プロジェクト」を実施することを発表した。このプロジェクトの主な内容は，農村のあり合わせの各種学校を十分に活用し，テレビ，ラジオなどの手段を利用して全国の約1千の郷，約1万の村で約百の科学成果及び実用的技術を普及することである。全国30の「農村教育総合改革連絡所」が管轄する一部の郷，村が最初の実施地域となった^(注9)。このプロジェクトの実施によって，各地の燎原ラジオ・テレビ学校や農村職業学校，職業教育センター，農民文化技術学校等の活躍及び農業部署，科学技術部署との連携がなお確実になり，改革における農村経済・社会発展への促進効果が期待できる。（1997年4月，国家教委燎原計画事務室と中央テレビ大学燎原ラジオ・テレビ学校は，黒竜江省大慶市で全国「燎原計画百・千・万プロジェクト」経験交流会議を開催した。）

また，1991年に山東省で開かれた農村教育国際シンポジウムでは，中国の農村教育改革に対して，ユネスコの幹事長をはじめ各国の代表が高く評価した。これを契機

に、1993年のユネスコ第27回大会では、中国に国際農村教育研究・研修センターを設置することが決議された。その後協議した結果、中国農村教育総合改革の最初の実験地と成功地でもある河北省がセンターの設立地と選ばれ、翌94年11月8日、当該センターは河北省保定市に落成され、除幕式が行われた。同センターはユネスコの付属機関であり、センター長及び副長の任命はユネスコの合意の上で中国国家教委により行い、ユネスコが設備・研究内容の提供、研究大会経費の支出、情報交換・国際専門家招聘への協力などの義務があるとされている。1997年現在、同センターはユネスコの農村教育国際シンポや研修クラス、アジア開発途上国そのための初等教育・師範教育研修会、中国国内の農村教育改革研究講座など数々の催しを引き受けってきた。また、「中国農村教育改革」や「農村実用的科学技術」(英語版)、「センターニュース」などの出版物を出し、資料・情報の整備や訪問研究者の受入・派遣を行い、国際農村教育交流に大きな役割を果たしてきた^(注10)。

2. 普通教育・職業教育・成人教育の協調的発展

普通教育では、1998年末までに全国73%の人口を占める地域で9年制義務教育普及が実現され、評価・検査制度により国家基準に達して合格となった県、市、区の数が計2242(総数の約77%)になっている。農村地域を含めて全国の小学校、中学校への就学率がそれぞれ98.9%, 87.3%となった。「要綱」の第三部分第2条に規定されている教師の適格な学歴(付録資料を参照)については、全国の小・中・高校教師のそれぞれの学歴合格率が1990年の73.9%, 46.5%, 45.5%から1997年の93%, 85%, 61%まで上昇した^(注11)。

同第2条の民弁教師問題について、優秀な民弁教師を公立教師へ昇格する作業が比較的順調に進んでおり、第9次5ヵ年計画(1995年-1999年)期間中に中央政府は約80万名の民弁教師を昇格し、各省政府も合わせて多数(具体数が不明)の民弁教師→公立教師格上げ作業を行った。1999年10月、国家人事部と国家発展計画委員会、教育部により発表された「1999-2000年度民弁教師昇格指定目標に関する通知」によれば、年間新たに25万名の民弁教師昇格が予定されている^(注12)。

職業教育では、特に農村中等職業教育の発展が著しく、全国すべての実験県と燎原計画を実施している県に中心的な役割を果たす職業学校が備えてある。1997年現在、全国の地区レベルの農業、林業中等専門学校は408校、学生数51.6万人であり、県レベルの農村職業高校は4900校、学生数219.5万人である。また、郷・村が経営している農村職業中学校は1469校、学生数80.9万人であり、農民技術訓練学校は44万校余りで、5340万人の学生が在

籍しているという^(注13)。各農村地域は県教育委員会を中心に地元の実状に合わせてさまざまな郷土教材を編集・出版し、各種の学校に提供した。農村学校の生徒たちは郷土教材により地域の農業生産に関連した専門的知識や実用的技術を学び、また学校が経営している農場・工場及び提携関係の労働・実習基地で短期研修・技術訓練を受けている。研修に参加した学生の割合は年間で、小学校では在籍学生総数の56%, 中学、高校では共に65%に達している。なお、1997年4月16日-21日、国家教委が事務局を担当したユネスコ主催の「農村職業教育国際シンポジウム」は「国際農村教育研究・研修センター」(河北省保定市)にて開催され、国内外の研究成果の交流をもって、中国農村職業教育が国際的な評価を受けたことが語られている。

成人教育では、1990年-1997年の間、全国範囲で毎年400万人以上が非識字者から離脱し、青年・壮年層の文盲率が10%から6%以下にまで下がった。全国31の省(自治区、直轄市を含む)のうち13省と約2300の県(総数の約8割)では、「非識字者・文盲を一掃」の目標が基本的に実現されている。1997年現在、農村地域では、県立の農民技術養成訓練学校が2823校、郷・鎮立と村立の成人文化技術学校がそれぞれ4.1万校、39.7万校であり、全国約9割の郷・鎮と54%の村が成人文化技術学校を備えることになり、県→郷→村三段階の農村成人教育養成訓練ネットワークが初步的に形成されている。1990年以来、これらの教育施設で延べ3億の農民がいろいろな形の基礎知識学習と実用的技術訓練を受けた^(注14)。

農村教育総合改革により、農村の普通・職業・成人教育は共に大きく改善され、協調的に発展し、教育構造がだんだん合理化の傾向に向いつつある。

3. 農村経済、科学技術、教育の結合

各地で行われている農村教育総合改革では「農・科・教結合」というスローガンが盛んになっているが、農(村経済)・科(学技術)・教(育)結合とは、科学技術普及を原動力とし、教育養成訓練と農民の資質向上を手段とし、経済発展、技術普及、人材養成を密接に結び付け、科学技術普及と労働者資質向上によって農業生産、農村経済を発展させることである。これは単なる教育内部の改革ではなく、社会全体の参与が求められ、明らかな社会性を有する改革実験である。農村教育改革の本当の目的は農村社会を改造し、農村教育の質向上によって地域経済振興を促進することである。したがって、教育部署、科学技術部署、農業部署の連携が欠かせないものである。

燎原計画実施のために、1991年まで毎年6000万元の貸付金が許可されたが、実際上、優遇されてその金額をオ

バーした計2億1800万元（1988—1991年の3年間）が供与された。この資金で実験県の中・高卒者や農民ら延べ5000万人が技術訓練を受け、11000余りの実用的技術が普及され、各実験県の総生産が13億7800万元増額し、明らかな経済的効果と社会的効果がもたらされた。燎原計画実施によって、各地に教育・科学技術に依存した農村経済発展のモデルが多数現れた。

例えば、新聞紙「光明日報」1998年12月29日付けの記事によると、山西省の農村職務会議で、全省11の地区(市)のうち、10の地区長が農村教育改革が地域の経済発展を促進したと思うと述べた。山西省は、1996年現在、貧困県を含めて村ごとにすべて新校舎が建てられ、83%の学校では実験用設備、図書資料、運動器具等が備えてある。教育・農業連携については、山間地で学校・村一体制、すなわち村長が村の学校委員会主任を兼任し、学校の校長が副村長になる制度が採られている。この制度によって、村長が積極的に村の教育に携わり、校長も村の管理に参加している。また、学校は技術を持っている職人を招き学生に教えてもらい、同時に学校の教師が農民技術学校で農民に基礎知識と科学技術を教える。さらに、科学研究機関や大学、中等専門学校は農村支援活動を行い、技術普及には大きな役割を果たす。目立つのは山西農業大学で、40の科学技術成果を農村地域で普及し、3年間で延べ90万の農民を訓練し、約10億元の経済的効果をもたらした。このように、山西省の教育は大いに農村経済と社会発展を促進し、同時に教育自身の改善もできた^(注15)。

また、1990年の全国農村教育総合改革会議の開催地であり、燎原計画実験県の一つでもある四川省温江県では、教育改革の効果が著しく、1993年すでに「九年間義務教育普及」と「非識字者・文盲を一掃」が実現され、県民の教育を受けた平均年数は1991年の6.2年から1996年の8.2年に上昇した。労働者資質向上によって経済発展も推進され、1996年の温江県のGNPは24億866万元になり、1991年に比べると5倍以上も増加した。この年の教育投資は3428.9万元で、1991年の4.2倍増となり、教育発展の経済上の保障にもなっていた。教育は発展し、科学技術も進歩し、そして経済状況は好調になり、農民も豊かに暮らせるようになった。この優れた成果に対し、1996年、国家教委から表彰状が与えられた。

なお、全国各地で多くの高等教育機関と科学技術機関が積極的に農村教育改革に参加している。例えば、清華大学、北京師範大学、東北師範大学、河北農業大学、瀋陽農業大学、北京農業大学、中央教育科学研究所等が優れた成果を挙げ、科学技術の特長と機能を發揮して農村地域を支援し、技術普及や地域振興に大きく貢献し、同時に自身の改革にも促進効果をもたらした。

このように、燎原計画を通して、地方政府は農村への指導を強化し、地域経済や教育、科学技術を統一的に計画し、この社会的、総合的な農村教育改革に取り組んでいる。教育や科学、農業の各部門は協力し合い、農村地域社会の改善と経済発展を図り、確かに三者結合の体制が作り上げられている。農村教育普及の大きな成果により、農村経済は著しく成長し、農民の生活も大いに改善された。農村教育総合改革を始めた1987年には、農村住民一人あたりの平均年収は463元であったが、1996年になつて4倍増の1926元となり、また、全国農民の銀行預金総額は1987年の1006億元から1996年の7671億元にまで上昇した^(注16)。これらの変化は農民生活水準の向上を語っている。なお、教育改革実験区では、最も目立つ変化は従来の「受験偏重」教育意識が次第に変わり始め、進学に注意を払いながら、主に地域経済振興と社会発展に奉仕する教育観が地方の指導者から一般の民衆まで認識され、経済発展戦略としての教育改革が行われている。学校は農村における教育センターとなり、同時に農村の文化・科学技術センターともなり得ることになっている。

しかし、元より立ち遅れている農村教育には、まだ多くの問題点が指摘されている。義務教育普及はおおむね順調であるが、経済発展が極めて遅れている貧困地域や山間地、漁山村など、残りの地域で初等義務教育の実施さえ容易な仕事ではない。また、これらの地域を中心に、中退者が多く、初等・中等教育の定着率アップは求められている。公財政支出教育費がGDPに占める割合は、1997年現在も2%台にとどまり、特に貧困地域では教育費の不足が続いている。財源確保とともに、依然として教員の確保と資質向上は政府にとって最も重要な課題として存在している。これらの問題を解決するために、農村教育改革は21世紀においても一層強化すべきである。

註：

1. 1990年代では、通常「農民9億」といわれているが、これは戸籍上の意味で、実際に農村部に住んでいる農村住民が約8億、ほかの1億の農村戸籍人口が出稼ぎなどの目的で都市部に住む。その8億の農村住民の中から、児童・高齢者と農業以外の生産労働に従事する者を除いたら、本当の農業従事者が4.6億人になる。
2. 大塚豊「公教育理念の史的構造——社会主義中国の場合」日本の教育史学第29集、に詳しい。
3. 半稼半諱（原語：半工半諱）とは、働きながら学校に通うこと。余暇学校とは、文字通り余暇の時間に通う学校のこと。
4. 中国の行政区画は、中央——省・自治区・直轄市

——市(地区)——県(県レベルの市、区)——郷・
鎮——村、のように組織されている。

5. 「中国教育大辞典1949—1990」浙江教育出版社、を
参考にした。
6. 同2。
7. 第7次5カ年計画の期間は1986年—1990年である。
8. 「人民日報」1995年1月16日による。
9. 「中華人民共和国重要教育文献」国家教育委員会を
参照。
10. 「中国教育年鑑」教育部、1997年版を参照。
11. 「中国教育事業統計年鑑」1990年版と「1998年全国
教育事業発展統計公報」のデータによる。
12. <http://www.moe.edu.cn> による。
13. 「中国教育年鑑」1998年版を参照。
14. 同上。
15. <http://www.gmdaily.com.cn> による。
16. 「中国統計年鑑」1997年版を参照。

「付録資料」

全国農村教育総合改革実験区指導要綱

(1990年-2000年)

(1990年7月, 中国国家教育委員会により公表)

(翻訳: 柯勁松)

農村教育改革を推進し、「燎原計画」の実施に模範を示すために、1989年5月、国家教育委員会が**全国農村教育総合改革実験区を設けることを決定した**。したがって、本「要綱」を制定し、農村教育総合改革の方針と任務について詳しく説明する。

(指導方針と原則)

①我が国の農村人口が総人口の八割を占め、農業が国の経済基盤である。農村経済の立ち遅れている状況を変え、農業近代化の歩みを速める根本的な手段は科学技術活用による進歩と農村労働者の資質向上である。したがって、その実施の鍵である農村教育（特にわが国の中等教育以下の重点・難点が農村地域にある）に力を入れ、積極的に改革を行い、教育発展を優先することは各段階の政府の基本方針であるべき。

②建国後、特に共産党の第11回全国代表大会第三次会議以来、我が国の農村教育は大きな発展を果たしてきたが、問題がまだ少なくない。主に、教育の戦略的地位がまだ位置づけられていないことや、学校教育の中で道徳教育が軽視されること、進学率を求める一方である傾向が強いこと、教育構造がまだ不合理であること、教育と地域発展・住民生活との関連が密接でないことなどは指摘できる。したがって、教育改革を行うべきである。

③教育方針を徹底的に実行し、社会主義近代化に奉仕する教育を堅持し、教育を生産労働と結びつけ、徳・知・体・情操・労働等の優れた労働者を養成する。基礎教育、職業技術教育、成人教育を総合的に計画し、農業、科学技術、教育を結合し、農村経済・社会発展に対応した教育体制を打ち立てるべきである。

④「燎原計画」は農村教育改革の実践から生まれたもので、本改革の重要な構成部分であり、農村教育を総合的に改革する社会的プロジェクトである。実験区に指定された県はその下のすべての郷、村において「燎原計画」を実施し、モデル地区になるよう努めること。

⑤実験区指定県で大胆な革新を唱道し、地域の実際に基づき何らかの特色のある方法をとり、農村教育発展の新しい道を探求し、組織的かつオリジナルの教育改革を行うべきである。

(目標と任務)

①各実験県の経済・文化発展のレベルが異なるため、

県を三つのグループ（高いレベルから順番に**一類県**、**二類県**、**三類県**）に分類し、それぞれの具体的な目標を打ち出す。

②農村教育においては、まず学校運営の方向を正しくし、進学教育から主に地域の経済・社会発展に奉仕する道へ転換すること。農村学校は地域と学校の実情に合わせて、社会奉仕活動を開催し、学校の社会的機能を生かせること。

③教育構成を調整すること。九年制義務教育の普及、職業技術教育と成人教育の発展、および各種の短期技術訓練の実施を結び付け、バランスのとれた農村教育体系を次第に作り上げる。一類県、二類県、三類県ではそれぞれ1992年、1995年、1997年までに九年制義務教育を基本的に普及させるよう努力すべきである。1995年までに、郷・镇政府所在地で一年間の就学前教育を普及させる。管内のさまざまな学歴を持つ青年たちを対象に、実用的な技術の訓練を積極的に展開し、ある一定の専門技能をなるべく早く身につけさせる。また、1995年までに、農家50戸あたり及び郷・鎮企業の職員30人あたりに一人の割合で、中等専門学校・職業高校卒業レベルの技術中堅を養成すること。

④普通学校（小、中、高）において、適当な時期に地域の実状に応じて職業技術教育の要素を導入すること。学習指導要領に従って、「労働」と「労働技術」科目を重視するほか、中・高校では「職業技術」を選択科目として開設することを勧める。科学技術の課外活動も積極的に展開すべきである。経済状況が比較的厳しい地域においては、小学校卒業後の職業技術訓練を特に重視し、一部の特殊地区では、小学校高学年から地域に密接した生産技術と生活知識といった内容の教育を行うこと。また、実験県で五・四学制^(訳注1)の実験を積極的に行い、中学校の四年間で総時間数の20%~25%を技術教育の内容とすること。

⑤地域の経済・社会発展の必要に基づき、職業技術教育を積極的に展開すること。各実験県においては、まず中心的な役割を果たす中等職業技術学校を一校よく経営し、そこで人材養成や科学実験、技術普及、生産モデルの提示、経営上の相談などを密接に結び付け、また、上（大学・研究所）への依存、横（農業、科学等の部門）との連携、下（郷、村、農家）への情報提供などを十分にして、その学校の実用的技術普及における役割を發揮

させる。

農村における職業技術教育の柔軟性、適応性、実用性を強め、学校運営の段階と形態を多様化し、長期と短期を組み合わせ、生産と学習を結合し、学校内外の組織間の提携と共同運営を一層強化すべきである。

⑥農村の成人教育を積極的に展開すること。郷・鎮では農民文化技術センターを重点的に運営し、村では農民技術文化学校を積極的に設立するか、または現有の小学校を利用する。県の農民中等専門学校は中心的な役割を果たすべきであり、農民のほか、中学校新卒者を募集してもよい。

成人教育における専任教職員の構成は実際の状況により定めるが、一般に当該地域の人口1万人あたり1-1.5人を配置すること。そのほか、関係各方面の技術者を非常勤講師として招くべきである。

⑦さまざまな形で「三後」（小卒後、中卒後、高卒後を指す—訳者）職業技術教育・訓練を展開すること。例えば、小学校の5+1（または6+1）案、中・高校の3+1案を勧める。この中の「+1」は従来の学校教育内容に一定時間の職業技術教育を加える意味である。

⑧「文盲一掃」の仕事を続けていくこと。各種学校の教師と生徒、郷内の小・中・高校卒業者および「農村の知識人」等を総動員して非識字者に教え、基礎知識の学習と技術の学習を結び付け、県、郷政府ごとに責任制をとり、文盲一掃の任務を村単位で一つ一つ遂行する。

⑨実験県の学校においては道徳、政治科目をきちんと行い、道徳教育を強化すること。学校・家庭・社会教育ネットワークを作り、子ども達に「五愛」教育（祖国愛、人民愛、集団愛、労働と科学への愛好）を実施する。道徳教育を各科目の内容に取り入れて行う。

⑩実験県では郷土教材の編纂に力を入れること。郷土教材は内容として、地元の地理資源、生産状況、歴史文化、革命の伝統、農村生活、風俗習慣、人口規制、環境保全、実用的技術等を含め、主に小学校高学年と中学校段階に使用する。

⑪県・郷政府の指導のもとに、農業・科学・教育の各関係部門は協力し合い、それぞれの優位性と特長を充分に生かし、生産の社会的体系と、人材養成・技術普及の体系を充実させること。

⑫段階別で学校を運営・管理する体制を整えること。実験県の県、郷政府に教育委員会を、村に学校委員会を設置することを認め、各学校においては、校長責任制（訳注²）の確立、教員の定員制、契約任期制、持ち場責任制の導入、教職員大会の設置などによる民主的管理の強化を行う。

⑬各実験県では教育科学理論の学習と研究を重視し、教育研究による指導のもとに総合的改革を行うこと。各

教育研究機関は地元の農村教育改革に積極的に参与し、理論的な指導を強め、典型的かつ効果的な教育方法を推し広めるべきである。

（施策と条件）

①さまざまなルートで教育経費を調達すること。教育改革実験の必要な経費は地方政府が自ら調達する。各実験県は同レベル地域の先頭に立ち、一人当たりの教育経費の持続的増加を実現し、管内学校の運営状況を改善すべきである。また、教育経費の管理と使用を合理的に行い、無駄遣いや流用、横領等を断然禁ずる。

②教員の資質向上を急ぐこと。実験県では最初から教員の養成・訓練に力を入れ、職場研修の実施を協力する。適格な学歴として、小学校教員が中等師範学校卒、中学校教員が専科大学（=短大）卒、高校教員が大学本科（=四年制大学）卒に達することを基準とする。1993年までに、基準達成者の割合は小、中、高校でそれぞれ80%，60%，50%以上となるようすべきで、適格な学歴を持たない教員には研修をさせる。同時に、職業技術教育を担当する教員の養成・採用を重視する。

また、教師の経済的待遇と社会的地位を高めなければならない。特に民弁教師に配慮すべきである。民弁教師に対して、各種の補助金を基準通りに支払うほか、昇進、表彰、福祉等の面で徐々に公立教師と同様にする。教師としては知識を教え、人間性を育成し、人の師表となるべきであるし、実収入や住宅等が次第に当該地域の中等レベル以上になるべきである。

③学校の施設を改善すること。1990年までに、実験県では危険校舎を無くし、その後5年以内に、校舎、運動施設、実験室、図書室などを国家基準に満たせる。

地方政府は労働と生産の実習拠点として、小学校と中・高校にそれぞれ一学級あたり0.5畝、1畝の土地（山林、池を含む）を提供する（訳注³）。また、積極的にラジオ・テレビ放送を利用して基礎知識と生産技術の教育を行う。実験県に衛星テレビ中継局を、郷に受信ステーションまたは上映所を設置し、視聴覚教育ネットワークを形成させる。各学校には草木や花を植え、校庭の環境・衛生を良くすること。

④人事制度を改革すること。実験県で労働者採用の際に、特に必要な専門に合った各種の職業技術学校の卒業生を優先する。今後、労働者を職場に配置する前に必ず職業訓練を受けさせるようにする。特に重要な職場については、技術労働者基準に達していない者に対して必ず訓練を急ぐこと。地元に戻って農業に従事する職業技術学校の卒業生に対して、土地の請け負い、融資、肥料・農薬・優良種の提供、技術研修等の面で優遇する。

⑤実験県の教育改革と経済開発に大学、専門学校、科

学研究機関を参与させること。大学と専門学校は実験県の人材養成、情報・技術提供等の面で協力し、農村企業の経済振興をサポートし、技術専門担当副県長・副郷長の選抜と派遣に助言を与えるべきである。特に県立職業中学校・高校などの農村学校を積極的に支援し、これらの学校を通じて技術を周辺の農村地域に推し広めていく。

⑥農業教育と師範教育を改革すること。農業・師範学校では学生に農村への愛着と農村づくりの意欲を育成する。教育内容を調整し、農村に至急必要な技術の内容を増やして実践能力の養成を強める。学生募集・配分制度を改革し、実験県及び一部の貧困地区の学生を対象に地域指定推薦入学を実行し、卒業後元の出身地域に送り返し、地元に定着できる人材を確保すること。

(指導と評価)

①本実験は省の指導の下で、当該市・県が責任を持って実施すること。政府各部門は密接なチーム・ワークをもって協力し合い、教育改革を促進する。

②国家教育委員会は農村教育総合改革実験指導グループを設立し、方針・政策上の指導を強めること。各実験県においては主要指導者が各部門を全般的に調整し、地方の実験指導グループ及び事務局を設ける。

③各段階の指導者は教育改革の方向、任務、目標と重大な意義を十分に認識すべきである。実験県においては計画的に幹部、校長と教師の研修・訓練及び地域社会への宣伝を行い、特に旧革命根拠地と少数民族地区への指導と支援を強化すること。

④本実験を全般的に計画し、段取りよく実施して地域の状況に合わせて行う方針を堅持すること。各実験県ではまず一部の郷、村、学校にて試行錯誤を重ねてから、成功した経験を各地に生かしていく。大胆に新しい考えを出すことを勧めること。他地域の経験を機械的にまねをするだけではいけない。

⑤各実験県・郷においては具体的改革計画を制定し、責任制をとる。改革の目標、措置、完成期間等を明確にし、その実績を指導者評価の重要な条件にする。

⑥実験県を評価する際に、教育自身の発展だけではなく、地域経済、家族計画、社会的気風などへの促進効果も考慮すべきである。評価は原則的に二年ごとに行い、「燎原計画」の実施と教育改革の実験において顕著な貢献をした団体、個人を表彰する。

- 2) 従来、学校における共産党支部の書記が責任者であった。
- 3) 1畝は約6.667アールにあたる。

【訳 註】

- 1) 五・四学制とは、一般の六・三制とは別に、年限が小学校五年、中学校四年である。